

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 利益相反 (Conflict of Interest:COI) の開示に関する基準

利益相反 (Conflicts of Interest : COI) とは、企業等との経済的な利益関係によって、研究の中立性や公平性が第三者から懸念を表明されかねない状態のことをいう。具体的には、企業や営利を目的とする法人・団体から金銭などの提供を受けた研究者が、スポンサーとなる企業等の利益となるように製品等の効果を学会で発表したり、論文で公表したりすることによって、患者や社会の利益を損なったり対立したりすることを指す。

このような利益相反については、厚生労働省が2008年にその管理に関する指針を公表し、日本医学会でも2011年に医学研究のCOIマネジメントに関するガイドラインを定めている。それらを受けて、他の医学系学会でも学会発表や論文発表の際に、利益相反についての情報開示を要求することで、研究の中立性や公平性を担保しようとしてきてきている。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下、「本学会」という）も研究成果の発表やそれらの普及などを通して、対象者や社会に貢献することを目的に活動しているため、学術集会等発表者、論文著者、研究事業者に対して利益相反に関する情報の開示を下記の通りに求めていくこととする。

記

1 対象

- (1) 本学会が主催する学術集会、研修会およびそれに類する催しで発表する演題
- (2) 日本ハンドセラピー学会誌に投稿する論文
- (3) 本学会が行う調査研究事業
- (4) 本学会が行う研究助成に申請する研究

2 申告すべき事項と条件

- (1) 臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1企業あたり1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）等、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。

- (5) 企業・組織や団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体から提供される研究費については、1つの企業・組織や団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間100万円以上とする。
- (7) 企業・組織や団体から提供される奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- (8) 企業・組織や団体から提供される寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

3 開示の方法

- (1) 申告の形式もしくは書式については、利益相反の開示の対象を所管する委員会が別途、定めることとする。

附記

- 1 この基準の変更は理事会にて行う。
- 2 この基準は2017年7月24日から施行する。